
香川県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」)

全体事業版

取扱マニュアル

Version 18/9/21

1. はじめに

本書は、香川県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における支援金の支払い手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 香川県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて	4
4. 事務局連絡先	8
5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	8
6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	9
7. 「13 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて	9

■別添資料

（周遊旅行促進事業用）

- ・ 様式 1 申請書兼請求書（宿泊施設提出）
- ・ 様式 2 販売実績報告書（旅行業者提出）
- ・ 様式 3 申請書兼請求書（旅行者提出）
- ・ 様式 4 個人情報の取扱いに関する同意書（旅行者提出）
- ・ 様式 5 宿泊証明書（旅行者提出）
- ・ 様式 6 行程表（旅行者提出）
- ・ 様式 7 申請書兼請求書（指定宿泊施設提出）
- ・ 様式 8 宿泊実績報告書（宿泊施設提出）
- ・ 様式 9 指定申請書（宿泊施設提出）

2. 香川県観光支援事業について

(1) 概要

香川県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金（周遊旅行促進事業）」を活用し、香川県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（支援金の支払い）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県の 13 府県において、**合計 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、香川県内での宿泊に係る料金に対して支援金を支払いします。

支援金を受けるためには、**旅行者が実施する既に割引された旅行に参加し宿泊施設が支援金を請求する方法と、旅行者が予め県の指定を受けた宿泊施設で直接割引を受け宿泊施設が支援金を請求する方法と、旅行者自身が支援金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 3 種類**があります（3 種類のうち二重利用することは、二重支援となるため禁止します）。

(3) 支援金額

周遊旅行促進事業は一人泊当たり 4,000 円を上限（消費税入湯税を含みません。また宿泊料金が 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を支払います。また、香川県の支援上限は、**1 人当たり延べ 5 泊まで**です。

なお、支援金は予算の範囲内での支払いとなります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局にてご確認ください。

(4) 対象となる期間

周遊旅行促進事業の対象期間は、**平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 1 0 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊**です。

(5) 対象となる宿泊施設

香川県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- 支援金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- 支援金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- 各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば、周遊旅行促進事業における割引された旅行商品の場合、「4,000 円※既に香川県観光支援事業における 4,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて

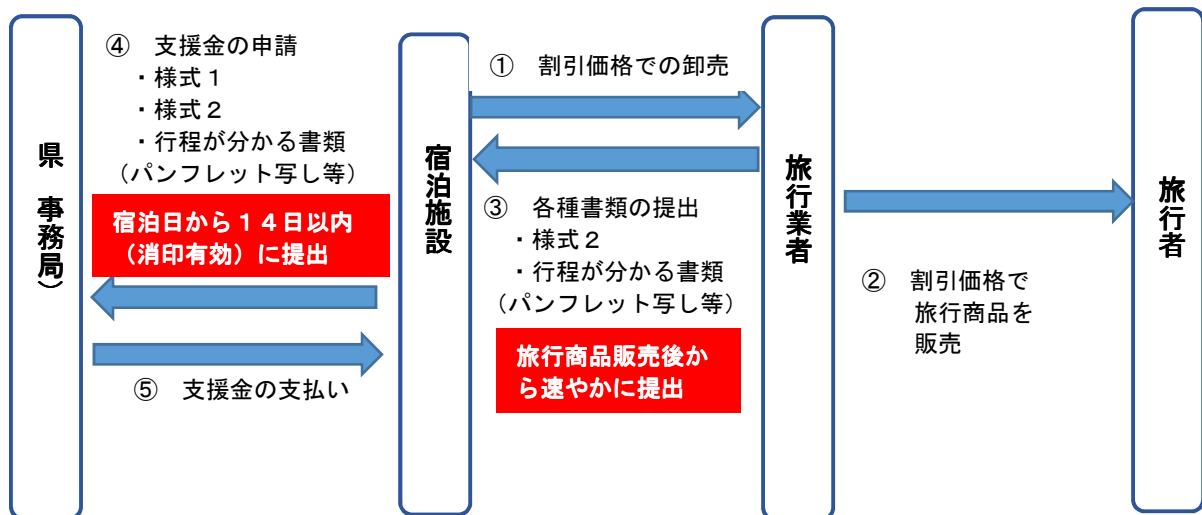
(1) 概要

支援金の支払いを受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された旅行商品に参加する場合） → 宿泊施設が申請
2. 周遊旅行促進事業（旅行者が予め県の指定を受けた宿泊施設で直接割引を受ける場合） → 指定宿泊施設が申請
3. 周遊旅行促進事業（上記以外で旅行者が予め割引されていない宿泊施設に宿泊する場合） → 旅行者自身が申請

(2) 周遊旅行促進事業（割引された旅行商品に参加する場合）の手続き

※**旅行者個人は手続きの必要がありません。**既に宿泊施設によって手続きがされており、宿泊料金は支援金による割引後の金額となっています。

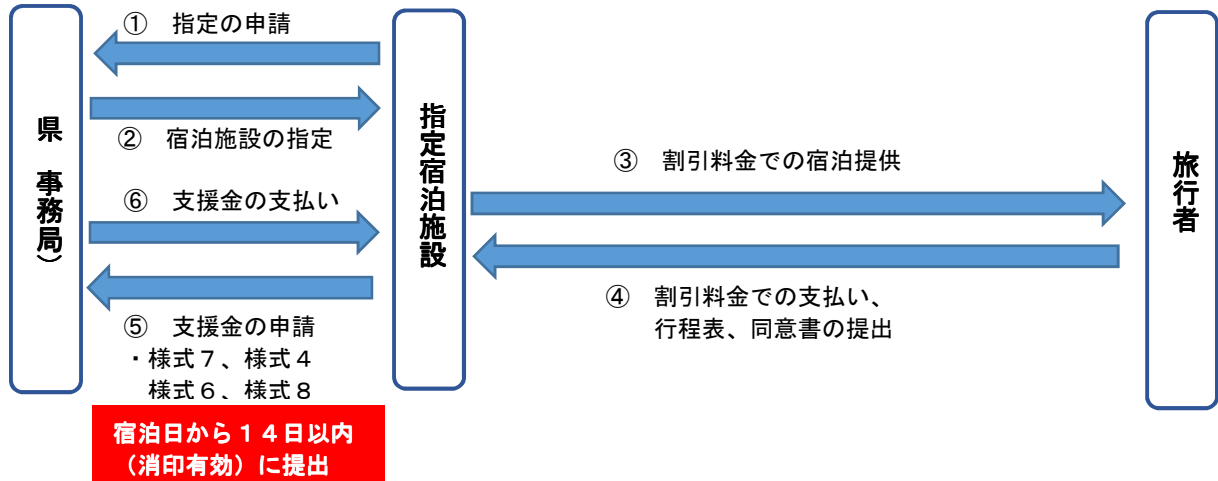


1. 既に割引された旅行商品「13府県内で連続2泊以上」を販売した旅行者は、下記の書類を旅行商品販売後から**速やかに宿泊施設へ**提出してください。
 - ・様式 2 販売実績報告書
 - ・行程が分かる書類（パンフレット写し等）
2. 宿泊施設は下記の書類を宿泊した日から **14日以内（消印有効）に事務局へ**提出（郵送のみ）してください。
 - ・様式 1 申請書兼請求書
 - ・様式 2 販売実績報告書
 - ・行程が分かる書類（パンフレット写し等）
3. 事務局が申請書類を受理後 30 日以内に支援金を宿泊施設に振り込みます。
※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 周遊旅行促進事業（旅行者が予め県の指定を受けた宿泊施設で直接割引を受ける場合）の手続き

※**旅行者個人は手続きの必要がありません。**指定宿泊施設の窓口にて宿泊料金が割引され、指定宿泊施設が申請手続きをします。窓口にて割引を受ける条件は指定宿泊施設により異なります。



1. 指定宿泊施設となることを希望する宿泊施設は、県に指定申請書を提出してください。

・様式9 指定申請書

2. 指定宿泊施設は、割引料金での宿泊サービスを提供します。

3. 旅行者は、「13府県内で連続2泊以上」の周遊旅行を実施し、**同意書・行程表を指定宿泊施設へ**提出して割引料金で宿泊します。

・様式4 個人情報の取扱いに関する同意書

・様式6 行程表

4. 指定宿泊施設は下記の書類を宿泊した日から**14日以内（消印有効）に事務局へ**提出（郵送のみ）してください。

・様式7 申請書兼請求書

・様式4 個人情報の取扱いに関する同意書

・様式6 行程表

・様式8 宿泊実績報告書

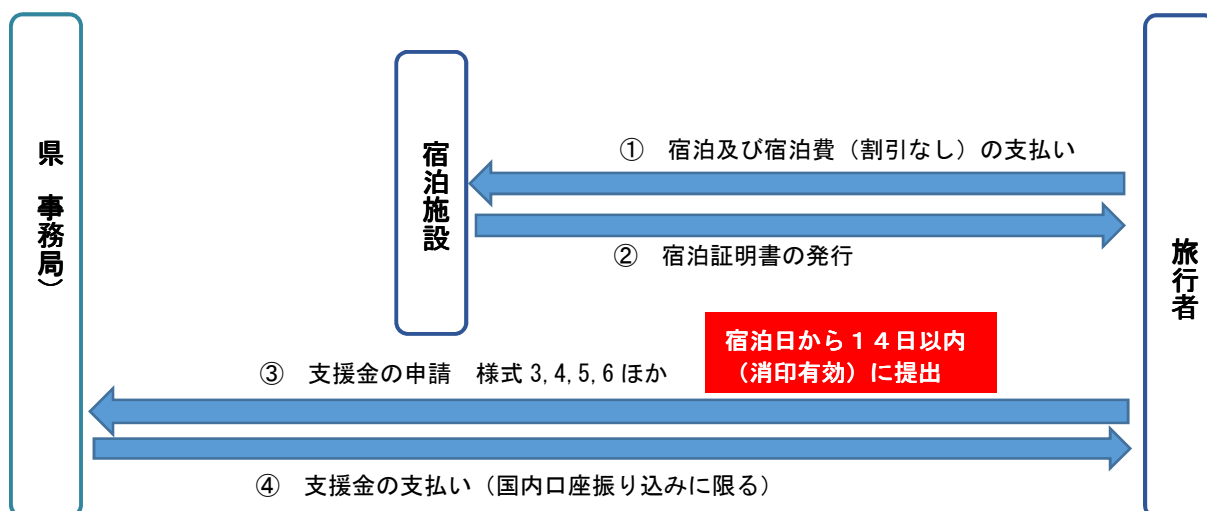
5. 事務局が申請書類を受理後30日以内に支援金を指定宿泊施設に振り込みます。

※書類に不備があった場合は30日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(4) 周遊旅行促進事業（上記以外の場合）の手続き

※旅行者自身が手続きをする必要があります。



1. 旅行者は、「13府県内で連続2泊以上」の周遊旅行を実施し、割引なしの宿泊料金を支払います。
2. 宿泊施設は、旅行者に宿泊証明書を発行してください。
 - ・様式5 宿泊証明書
3. 旅行者は、宿泊証明書等を添付して、宿泊した日から**14日以内（消印有効）に事務局へ**支援金を申請してください。
 - ・様式3 申請書兼請求書
 - ・様式4 個人情報の取扱いに関する同意書
 - ・様式5 宿泊証明書
 - ・様式6 行程表
 - ・予め割引されていないことを証する書面 → 宿泊料金を明示した領収書に「予め割引されていないことを証する」と記載することで可。
 - ・宿泊料金を明示した領収書
 - ・他府県での宿泊証明書の写し（他府県を含め2泊以上となる場合）
4. 事務局が申請書類を受理後30日以内に支援金を旅行者の国内口座に振り込みます。

※書類に不備があった場合は30日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(5) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/kagawa.html>

(6) 注意事項

支援金は予算の範囲内での支払いとなります。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局にてご確認ください。

県の指定を受けた宿泊施設で直接割引を受ける条件については、各指定宿泊施設へお問い合わせください。

(7) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」香川県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」香川県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み）

TEL：086-232-6532 FAX：086-232-1220

メール：kagawa_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「13府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

9月21日(金)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>



日付	内容
2018.09.21	観光振興の促進に併せて、金の甘割口として、9月22日(土)以降で予約券をオープンいたします。
2018.09.21	「東一府県内」の案内は、名乗割割割」として案内につきましては、9月27日(木)までに随時公開いたします。
2018.09.21	特典品と賞品品が対象地域に追加されました。詳細は随時公開いたします。
2018.09.05	当ウェブサイトが公開された旨の告知を行いました。

2018年9月21(金) 予約開始!